

厚生保健委員会

子育て支援課

## 「子ども手当過払返還金・児童手当過払返還金」の債権放棄について

### 1 概要

子ども手当（平成24年度以降は児童手当）の支給要件を満たさなくなった後も受給を続けた養育者に対し、法律上の原因を欠いた給付として返還を求めてきましたが、本人は81歳と高齢であり今後履行の見込みがないことから、浜松市債権管理条例の規定に基づき債権放棄を行う。

### 2 債権放棄に至る経緯

- ・債務者本人が、平成25年10月に離婚及び妻子の出国手続きを行ったが、児童の転出日が3年以上遡った日であり、海外別居監護要件に該当していなかったことから、平成22年9月から平成25年9月まで支給した子ども手当（平成24年度以降は児童手当）が過払となった。
- ・返還請求後、分割納付を開始したが、最初の2か月間納付した後は不履行となり、その後、催告にも応じず納付を拒絶し滞納となったことから、平成28年4月に収納対策課へ債権を移管し、催告書の送付や自宅訪問により複数回催告をするも反応がなかった。
- ・浜松市債権管理条例第8条の規定により、令和元年12月に裁判所に支払督促を申立て給料差押の強制執行を行ったが、本人が出勤しなくなり差押の執行が滞った。収入は公的年金のみで、国税徴収法による年金差押を行う際、差押禁止額の計算で用いる単身世帯の最低生活費である10万円を下回る額であり、無資力又はこれに近い状態と判断した。
- ・このため、完納が期待できない本債権について、令和5年2月22日開催の債権処理検討庁内委員会に諮ったところ、債権放棄が妥当であるとの結論を得たことから、浜松市債権管理条例の規定に基づき債権を放棄することとした。

### 3 債権放棄の内容

#### (1) 放棄件数・金額等

件数：1件

金額：415,002円

理由：債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行の見込みがないため

適用条項：債権管理条例第12条第1項第1号及び5号

#### (2) 放棄年月日 令和5年3月31日

## 【参考】 浜松市債権管理条例（抜粋）

（その他の債権の放棄）

第 12 条 市長は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による保護を受け、又はこれに準じる状態にあり、資力の回復が困難で、当該債権について、履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 253 条第 1 項その他の法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき。
- (3) 当該債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- (4) 当該債権について、第 8 条ただし書に規定する市長が特別の事情があると認める場合において、同条に規定する強制執行等の措置をとったとしても履行される見込みがなく、かつ、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (5) 第 8 条に規定する強制執行等又は第 9 条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (6) 第 10 条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお同条各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。
- (7) 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合、その相続人が存在しない場合又はその相続人の存在が明らかでない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (8) 当該債権の存在について法律上の争いがある場合において、市長等が勝訴の見込みがないものと認めたとき。

2 市長は、前項の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。